

報新
あびこ

火災予防週間
11月26日～12月2日

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話(あびこ)42・142・242
昭和34年7月30日第三種郵便物認可

不注意による火災が多い
予防査察に重点をおく

- この運動は、火災の防止と人命の保護を目標に、火災予防思想の普及を図って町民一人一人の防火意識を向上させ、火災予防体制を強化するために必要な事項を達成すること。そのため、消防本部、消防署、消防団では、次の重点項目をあげ、種々な予防行事を計画しておりますので、効果のあるよう町民の御協力をお願いいたします。

火災防止

- 近年の科学技術の進歩、経済成長による生活水準の向上、およびそれに加えて人口増加と建物の密集化、危険物の需要増加、高層建物、特殊防火対象物の出現等により、一度出火すると火災の規模も大きく、かつ、複雑となり、大きな物的、人的被害をもたらす危険性があることを念頭に、防火の事項の周知徹底を図るため、学校、事業所をはじめ一般家庭にいたるまで、広報および火災予防査察を行ない、火災の防止を図ることにしています。
- 正しい火の使い方**
出火の原因のほとんどは、日常生活における火気の取扱いの不注意、不始末の失火によるもので、正しい火の使い方、および正しい火の管理方法を普及するため、次の事項をお願いします。
- ① たばこの吸殻の適正な処理方法
吸殻が地上には屋外での喫煙時には必ず、灰皿に入れておきましょう。
 - ② 火のついたたばこを机、テーブルなどの上においたまま、他の場所に行かない。
 - ③ 完全に火を消してから吸殻に捨てましょう。
 - ④ たばこにもマッチの燃えさしにも注意しましょう。
 - ⑤ 灰皿には常に水を入れておきましょう。
 - ⑥ 禁煙指定場所では、禁煙を厳格に行いましょう。
 - ⑦ 石油、プロパンガス器具の正しい取扱い方、および維持管理
 - ⑧ 石油燃焼器具は説明書を読んで正しい取扱いをしましょう。
 - ⑨ 給油するときは、必ず火を消してから。
 - ⑩ 点火のとき、火が完全に燃え上がるまで注意を払って注ぎましょう。
 - ⑪ 持ち運びの際は火を消してから注ぎましょう。
 - ⑫ 器具はいつも清潔に使用するように心がけましょう。
 - ⑬ 器具のこわれた部分も、修理してから使おう。
 - ⑭ 配管や継目はこまめに点検しましょう。
 - ⑮ ゴム管が炎でやけると、気化ガスを発生させますから注意してください。
 - ⑯ 使った後は、元栓まで締めましょう。
 - ⑰ ガス洩れに気がついたら、まず元栓を締め、窓や出入口を全部あけ、たばかやガスを追いつきましょう。
 - ⑱ ガス点火のときは、必ずまずマッチをつけてから火を消してね。



消防長

火災シーズンを前に十一月二十六日より十二月二日までの一週間、秋の火災予防運動が全国一斉に展開されるにあたり、広報特集号

消防長 新保 勲助

近代消防のありかたです。過去の火災事例を見ても一寸した人の不注意により失火したものが大部分であります。この消防週間の重要事項として、火災防止の啓蒙、火災予防の指導、火災発生時の消火活動の協力を、町民皆様の協力を願ういたします。

火気の管理

- 器具は安全な場所にて使用し、火気用器具の周囲には可燃物の置かないこと、器具の周囲に可燃物の置かないこと、器具の周囲に可燃物の置かないこと、器具の周囲に可燃物の置かないこと。
- 器具は耐火性で不燃性の台座で使用する。
雑誌、新聞等の可燃物は器具の周囲に散らさず、器具が離れた安全な場所に整理しておくこと。
- 白灯油、スプレー型式の化研器、殺虫剤等、最近家庭内に多く使用されるようになっているので、その取扱い、および保管場所に十分注意すること。
使用し終わった空缶、空ビン等にも引火性ガスが残っていることがあるので十分注意すること。

隣室・隣家への延焼防止

- 火災発生防止に努めて、その燃焼を遅らせること、不可能と思われないよう、もし火災が発生した場合の被害を最少限に止めるため、次に示す事項に留意して、これの対策を図ってください。
- ◇ 風呂、ストーブ等の煙突
 - ◇ 設置の届出
火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれがある設備等のうち次の各号に掲げるものを設置しようとする者はあらかじめその旨を消防長(予防係)に届け出る。
① 熱風炉
② 掘削面積二平方メートル以上の炉及びかまど(個人の住居に設けるものを除く)
③ ボイラー(個人の住居に設けるものを除く)
④ 乾燥設備
⑤ 火気を発生する設備
⑥ 高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50キロボルト以下のもを除外)
⑦ 内燃機関による高圧又は特別高圧の発電設備(全出力五十キロボルト以下のもを除外)
⑧ 屋内に設ける定格容量の合計二百アンペア以上の蓄電池設備(電圧が四十八ボルト以下のものを除く)

このようときは消防署へ届出を

- を、家屋の壁などに取り付ける場合は、必ず不燃化にして、また燃焼は、適時点検し、常に安全を確保しておくこと。
- 火事との周囲には、可燃物(特に危険物)は置かないようにして、やむをえず可燃物をおく場合は、遮熱効果のある容器に入れておくようにすること。
- ◇ 隣室、隣家への延焼を防止するために、設備の設置並びに、既設設備の危険箇所の発見と修理修繕につとめる。

たき火の取扱い

1. 屋外でのたき火、樵火や引火性のあるものの附近では行わない。
2. たき火中は十分な消火用水を必ず準備しておく。
3. 火災に関する警報の発生中において、火災予防条例の火使用の制限にしたがうこと。
4. たき火の後始末は十分に行う。

危険物の維持管理

- 製造所、貯蔵所、取扱場所の事業所は、危険物の貯蔵、取扱いおよび運搬に関する消防関係法令の規定を遵守すること。また、定期的な自主検査の強化により、施設等の構造等が基準と常に適合しているように努めること。

消火器は完全に整備

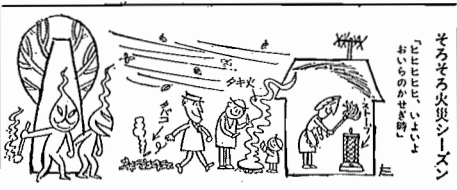
- 設備及び、警報設備を設置し、維持管理すること。また、その他の防火対象物でも火災危険の大きいものについては、その規模に応じた消火設備、警報設備を設置されたい。

電気火災警報器を設置

- 電気火災警報器を設置しなければならない対象物は、本年中に設置を完了しなければならない。設置を勧告されている対象物の関係者は、その点配を十分に行うこと。

一般家庭においては、常に消火器または、簡易消火用具(消火バケツ、消火砂等)を準備しておくこと。

既設の消火、警報設備は自主点検、整備を行なうこと。



そのころ火災シーズン(11月26日～12月2日)において、いよっ

そのころ火災シーズン(11月26日～12月2日)において、いよっ

消防信号

演習召集信号	火災警報信号		火災信号
	解除信号	発令信号	
信 号 演習召集 点の三	解除信号 点の三	発令信号 点の三	近火信号 連打 約三秒(短音) 約三秒(短音)
約十五秒	約六十秒	約六十秒	約三十秒 約六十秒 赤地に白字形状に大きく表示は適宜とする 口頭伝達掲示板の撤去

消防ポンプ操法大会

可搬の部で第十一分団優勝

自動車の部では第十五分団

消防ポンプ操法大会は十一月七日湖北中学校校庭で開かれ、二百名が参加して開催された。

可搬動力ポンプの部では十一分団(中津上、湖北台の一部)が、自動車の部では第十五分団(朝日二)が優勝した。

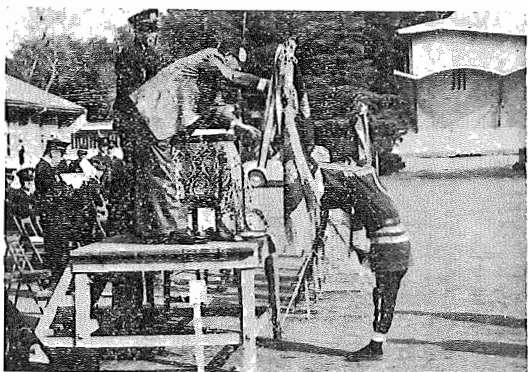
このポンプ操法大会は、毎年おこなわれているもので、火災を想定して、実際の操作をおこなう、それをいろいろな角度から採点して、優劣をきめます。

可搬動力ポンプの部
 一位 第十一分団(中津上、湖北台の一部)
 二位 第十四分団(朝日一)
 三位 第十三分団(中里、湖北台の一部)
 四位 自動車の部
 一位 第十五分団(朝日二)

この結果東葛飾郡代表として、可搬の部では十一分団が、自動車の部では第十五分団が、十一月十日千葉県県大会に出場し各郡市選抜分団に伍してどうどうたる演技を展開しました。

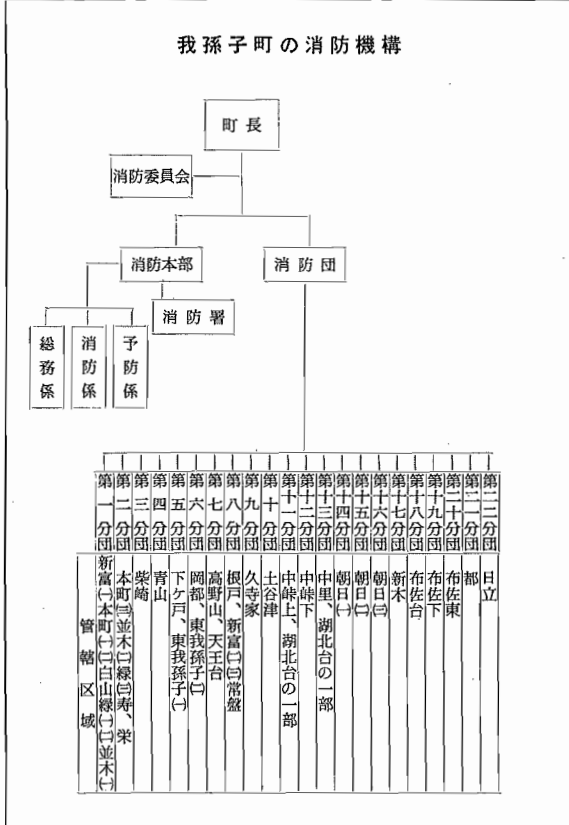


町操法大会



郡操法大会表彰式(第11分団)

消防署では夜勤する人員が十三名宛二班に分かれています。が労働基準法による公休者を除くと十一名から十二名で夜間は勤務しています。一旦火災が起るとこの内、望遠の見張員と通信勤務員(電話による火災救急通報を処理したり、火災救助の際の指令、関係機関への連絡、常時の電話交換等の仕事を掌る勤務員)の二人は居残らなければならぬので実働員は九名から十名その内、火災現場に出場させるため機関員(運転手)一名はその要員としなければならぬ。結局、消防車へは八名か九名、二台の消防車への分乗人員は四名四



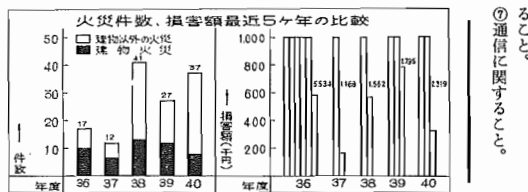
消防とこれに関係ある機関の職務内容と機構

▼消防委員会
 我孫子町における消防の充分なる発展に資し、消防行政の円滑な運営を図るため消防委員会が設けられています。委員は町議会議員三人(議長委員)、消防団長一人(議長委員)、学識経験者三人(町長委員)計九人で構成され任期は二年で重任を妨げないものとされています。この委員会では

次のことを掌っています。

- 一、消防本部、消防署及び消防団に関する重要事項について町長の諮問に答える、または町長に建議する。
- 二、消防職員及び消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関する町会に求めらるる。
- 三、団長の求めに応じてこれに団員たるべきものを推薦すること。尚会長は鈴木和夫氏、副会長は津川団長、全井喜美男、石川正一各副団長、学識経験者で横山常夫氏、松本武雄氏、玉村進氏の方々が就任されています。
- 四、消防本部の全般事務の処理にあたる機関でその長(消防長)には町助役の新保衛助氏が、副助役として町職員が、予防係の二係に事務分掌されています。
- 五、職員任免、分限懲戒、表彰、服務及びその他身分に関する事。
- 六、職員福利、保健指導監査に関する事。
- 七、職員待遇、試験、研修及び勤務評定に関する事。
- 八、消防事務の企画及び経理に関する事。
- 九、職員給与に関する事。
- 十、物品の出納、保管に関する事。
- 十一、通信に関する事。
- 十二、その他職員に人事に関する事。
- 十三、消防団に関する事。
- 十四、消防団の施設管理に関する事。
- 十五、消防団員がおり、又あらゆる火災に対応できる科学化された機械器具で而も完全な機能がいかなくなることも即座に最高度に発揮できるものであつたは達せられていない。消防水利の整備充実保全、使用要領の熟知は直ちに火災防衛に重大な影響のあることは言うまでもないことであるが、優秀な機械がその全能力を発揮するための要求を満足する量と位置が問題である。国の消防庁では消防水利の基準を次のように定めています。
- 十六、消防水利(貯水池等)は常時貯水量が四十立方メートル(二〇石)以上。
- 十七、私設消火栓の水源は五個の消火栓を同時に開弁したとき取水可能水量が毎分一立方メートル以上かつ連続四十十分以上の給水能力があること。
- 十八、消火栓は呼称六十五耗の口径を有するもので直径五十五ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし管網の一片が百八十メートル以下となるように配管されている場合は七十五ミリメートル以上とする事ができること。
- 十九、この場所から出火して一〇メートル(ホース六本分)以内のところには消火栓又は貯水池があるように配置する。

分団	代表
第一分団	日立
第二分団	都
第三分団	布佐東
第四分団	布佐下
第五分団	新本
第六分団	朝日二
第七分団	朝日一
第八分団	中津上
第九分団	湖北台の一部
第十分団	中津下
第十一分団	土佐津
第十二分団	久等家
第十三分団	新富白(白)常盤
第十四分団	高野山
第十五分団	高野山
第十六分団	高野山
第十七分団	高野山
第十八分団	高野山
第十九分団	高野山
第二十分分団	高野山
第二十一分団	高野山
第二十二分団	高野山
第二十三分団	高野山
第二十四分団	高野山
第二十五分団	高野山
第二十六分団	高野山
第二十七分団	高野山
第二十八分団	高野山
第二十九分団	高野山
第三十分分団	高野山
第三十一分団	高野山
第三十二分団	高野山
第三十三分団	高野山
第三十四分団	高野山
第三十五分団	高野山
第三十六分団	高野山
第三十七分団	高野山
第三十八分団	高野山
第三十九分団	高野山
第四十分分団	高野山
第四十一分団	高野山
第四十二分団	高野山
第四十三分団	高野山
第四十四分団	高野山
第四十五分団	高野山
第四十六分団	高野山
第四十七分団	高野山
第四十八分団	高野山
第四十九分団	高野山
第五十分分団	高野山
第五十一分団	高野山
第五十二分団	高野山
第五十三分団	高野山
第五十四分団	高野山
第五十五分団	高野山
第五十六分団	高野山
第五十七分団	高野山
第五十八分団	高野山
第五十九分団	高野山
第六十分分団	高野山
第六十一分団	高野山
第六十二分団	高野山
第六十三分団	高野山
第六十四分団	高野山
第六十五分団	高野山
第六十六分団	高野山
第六十七分団	高野山
第六十八分団	高野山
第六十九分団	高野山
第七十分分団	高野山
第七十一分団	高野山
第七十二分団	高野山
第七十三分団	高野山
第七十四分団	高野山
第七十五分団	高野山
第七十六分団	高野山
第七十七分団	高野山
第七十八分団	高野山
第七十九分団	高野山
第八十分分団	高野山
第八十一分団	高野山
第八十二分団	高野山
第八十三分団	高野山
第八十四分団	高野山
第八十五分団	高野山
第八十六分団	高野山
第八十七分団	高野山
第八十八分団	高野山
第八十九分団	高野山
第九十分分団	高野山
第九十一分団	高野山
第九十二分団	高野山
第九十三分団	高野山
第九十四分団	高野山
第九十五分団	高野山
第九十六分団	高野山
第九十七分団	高野山
第九十八分団	高野山
第九十九分団	高野山
第一百分分団	高野山



設の改善その他消防に関する町会に求めらるる。

- 一、消防本部、消防署及び消防団に関する重要事項について町長の諮問に答える、または町長に建議する。
- 二、消防職員及び消防団員の服務、待遇及び消防施設の改善その他消防に関する町会に求めらるる。
- 三、団長の求めに応じてこれに団員たるべきものを推薦すること。尚会長は鈴木和夫氏、副会長は津川団長、全井喜美男、石川正一各副団長、学識経験者で横山常夫氏、松本武雄氏、玉村進氏の方々が就任されています。
- 四、消防本部の全般事務の処理にあたる機関でその長(消防長)には町助役の新保衛助氏が、副助役として町職員が、予防係の二係に事務分掌されています。
- 五、職員任免、分限懲戒、表彰、服務及びその他身分に関する事。
- 六、職員福利、保健指導監査に関する事。
- 七、職員待遇、試験、研修及び勤務評定に関する事。
- 八、消防事務の企画及び経理に関する事。
- 九、職員給与に関する事。
- 十、物品の出納、保管に関する事。
- 十一、通信に関する事。
- 十二、その他職員に人事に関する事。
- 十三、消防団に関する事。
- 十四、消防団の施設管理に関する事。
- 十五、消防団員がおり、又あらゆる火災に対応できる科学化された機械器具で而も完全な機能がいかなくなることも即座に最高度に発揮できるものであつたは達せられていない。消防水利の整備充実保全、使用要領の熟知は直ちに火災防衛に重大な影響のあることは言うまでもないことであるが、優秀な機械がその全能力を発揮するための要求を満足する量と位置が問題である。国の消防庁では消防水利の基準を次のように定めています。
- 十六、消防水利(貯水池等)は常時貯水量が四十立方メートル(二〇石)以上。
- 十七、私設消火栓の水源は五個の消火栓を同時に開弁したとき取水可能水量が毎分一立方メートル以上かつ連続四十十分以上の給水能力があること。
- 十八、消火栓は呼称六十五耗の口径を有するもので直径五十五ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし管網の一片が百八十メートル以下となるように配管されている場合は七十五ミリメートル以上とする事ができること。
- 十九、この場所から出火して一〇メートル(ホース六本分)以内のところには消火栓又は貯水池があるように配置する。

予防週間の主な行事

- ▼広報巡回パレード
- ▼共同住宅等の火災予防調査
- ▼防火座談会
- ▼防火映画会(燃えあがる炎、工場防火)
- ▼消防団の機械器具点検
- ▼密集地の特別立入検査
- ▼消火実験
- ▼避難訓練の指導と署員の救助訓練

消防水利の基準

消防の三大要素は人員及び機械器具並びに消防水利と云われてゐる。如何に訓練に精神に徹した優秀な消防団員がおり、又あらゆる火災に対応できる科学化された機械器具で而も完全な機能がいかなくなることも即座に最高度に発揮できるものであつたは達せられていない。消防水利の整備充実保全、使用要領の熟知は直ちに火災防衛に重大な影響のあることは言うまでもないことであるが、優秀な機械がその全能力を発揮するための要求を満足する量と位置が問題である。国の消防庁では消防水利の基準を次のように定めています。

- 一、消防水利(貯水池等)は常時貯水量が四十立方メートル(二〇石)以上。
- 二、私設消火栓の水源は五個の消火栓を同時に開弁したとき取水可能水量が毎分一立方メートル以上かつ連続四十十分以上の給水能力があること。
- 三、消火栓は呼称六十五耗の口径を有するもので直径五十五ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし管網の一片が百八十メートル以下となるように配管されている場合は七十五ミリメートル以上とする事ができること。
- 四、この場所から出火して一〇メートル(ホース六本分)以内のところには消火栓又は貯水池があるように配置する。